

第1回文教厚生常任委員会会議録

令和8年1月15日

○事 件

所管課報告事項

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可について（八雲地域）【環境水道課】
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給について【住民生活課】
- (3) 物価高対応支援商品券の発行について【住民生活課】

○出席委員（8名）

委員長 横田 喜世志 君	副委員長 関口 正博 君
赤井 瞳 美 君	倉地 清子 君
黒島 竹満 君	小西 雄一 君
斎藤 實 君	寺田 広樹 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（5名）

議長 大久保 建一 君	副議長 宮本 雅晴 君
三澤 公雄 君	牧野 仁 君
水野 博美 君	

○出席説明員（3名）

環境水道課長 横田 盛二 君	環境水道課長補佐 松本 俊紀 君
環境衛生係長 竹原 利亮 君	

○出席事務局職員

事務局長 野口 義人 君	議事係長 千代 貴大 君
--------------	--------------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（横田喜世志君） お待たせいたしました。

それでは、第1回文教厚生常任委員会を開きます。

○委員長（横田喜世志君） 新年あけましておめでとうございます。今後とも、皆さんの積極的な発言で委員会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【環境水道課職員入室】

◎ 所管課報告事項

○委員長（横田喜世志君） 今回、事件が報告事項3件あったんですが、住民生活課の部分は本会議で各の議論をしていただきたい、開かれた議会というか、今関心のある物価高騰対策っていうことなので、本会議で町民の皆様に知らしめたほうがいいんじゃないかということで、2番、3番は、本会議で協議いただくようにお願いします。

では、1番目的一般廃棄物収集運搬業務許可についてを報告事項お願いします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（横田喜世志君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 環境水道課です。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

うちちは今日1本なんですけど、一般廃棄物の収集運搬業許可について、八雲地域ということでご報告させていただきます。

普通の一般廃棄物の収集は、うち委託業者が個別回収してますけれども、それ以外で例えば、個別にリサイクルセンターに運んでいけない方が収集運搬業に依頼をしてゴミを運んでいただく、そういう制度がございます。

その中で、現状、昨年の夏前ぐらいからさまざまな課題がございまして、それを一回整理をしたいなというふうに考えております。

具体的には、収集運搬業八雲地域で、次元的な部分で新規の事業者の拡大を許可したいという部分と、あと、リサイクルセンターへの廃棄物への受け入れ基準、いわゆる自己搬入という部分の整理を、今回したいなというふうに考えてございます。

時期につきましては、8年4月1日以降、運用を開始したいというふうに考えておりまして、ある程度考え方方が今整理が整いましたので、今回報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、環境衛生係長から説明させます。

○環境衛生係長（竹原利亮君） 委員長、環境衛生係長。

○委員長（横田喜世志君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（竹原利亮君） それでは、資料に沿ってご説明させていただきます。1ページ目をお願いいたします。

一般廃棄物収集運搬業許可、八雲地域についてです。1、内容についてですが、このたび令和8年度に見直しを実施したい内容として、2つご説明いたします。

1つ目は、一般廃棄物収集運搬業八雲地域における新規許可についてです。2つ目は、八雲町リサイクルセンターへの廃棄物受入基準の見直しについてです。

2、現状についてご説明いたします。八雲地域での一般廃棄物収集運搬業許可は、既存の一般廃棄物処理業許可業者で十分に適正処理できているとして、八雲町では新規許可を原則として行わないとしてきました。

その背景には、平成26年1月最高裁の判決で廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。許可要件に関する市町村の判断に当たっては、需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるとの判例がございます。

八雲町における一般廃棄物処理業許可業者数についてですが、収集運搬業が12社で、うち一時多発性一般廃棄物にかかる業者数は、町内6社、町外3社となります。処分業については、2社となります。

3、課題について、順に4点ご説明いたします。

①一般廃棄物収集運搬許可を有していない町外業者が、リサイクルセンターに搬入していると町内既存許可事業者から聴取いたしまして、収集運搬許可のない業者に仕事が流れていることを懸念する声がありました。こちらにつきましては、リサイクルセンターでの受入記録を確認しましたが、実態が掴めていない状況です。

②リサイクルセンターでは、身分証明証を提示のうえ、受入確認票に搬入車ナンバー、氏名、住所を記入してもらい受入を実施しております。リサイクルセンター委託先からの報告データを確認しますが、町外業者が搬入した記録は確認できず、町外業者が町内業者名もしくは町内顧客名で搬入している可能性がございます。

また、友達の車で搬入し、ボランティアで付き添ってくれた場合や業として行わない業者と本人が同行したケースでは、八雲町では規制できないものとして整理してきました。

③高齢化に伴い、遺品整理等の一時多発性廃棄物が増加傾向にあり、これらを業として行っている業者や一般廃棄物の収集運搬許可の新規許可に対する問い合わせがございます。

④令和5年7月より実施している建物解体の残置物処分にかかる一般廃棄物収集運搬業許可につきましては、建物解体前の残置物を解体終了時までの短期間限定で許可しているもので、町内解体事業者からの申請に対し、臨時的に許可を行ってまいりましたが、当許可制度利用の事業者からは、解体場所が変わるたびに新たな申請が必要となり、事務の煩雑さを解消した長期間の許可、通常許可につきましては2年間になっております。そういう長期間の許可を切望する声や、建物を解体せず家財道具の収集運搬を希望する町民への対応が出来ないことから、許可制度の見直しを切望する問い合わせがございます。

なお、一時多発性廃棄物とは、家庭や事業所から一時的に多量に発生する一般廃棄物のこととで、記載の一般廃棄物が該当いたします。

以上の現状と課題を踏まえまして、4、検討について2点ご説明いたします。

①町内の既存許可業者6社に、一時多発性廃棄物の収集運搬許可業者数の過不足および新たに許可した場合の影響について、ヒアリングを実施いたしました。聴取した意見の内容ですが、4社は新規許可について肯定する意見でございまして、業者数が足りていない。もっと多くても良いという声でした。

残り 2 社は、業者が増えれば現状の仕事が減ることへの懸念や、競合激化により既存事業者の経営安定を損なう恐れがあるとの新規許可に対し否定的な声がございました。

②以上の既存許可業者からの意見を踏まえ、一般廃棄物収集運搬許可に関して、近隣自治体の渡島 9 市町にヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングの集計内容につきましては、3 ページ目をご確認お願いいたします。

3 ページ目の①収集運搬の新規許可を受付しているかについてですが、函館市をはじめとする、4 自治体では既存許可業者で不足していないとの理由で、新規許可の受付を実施していないとの回答がありました。

こちらは、上段③に記載の一時多発性廃棄物の収集運搬業許可数に応じた各自治体の対応でございますが、函館市で 17 社、北斗市で 29 社、七飯町 24 社、森町 15 社と、人口規模にもよりますが、許可業者数としては充足していると推測されます。

対して、松前、知内、木古内、鹿部、長万部町の 5 つの自治体では、新規許可を受付している状況で、長万部町を除くと、10 社以下の許可件数であり、許可業者数が足りていないことから、新規許可を受付している状況であることが推測されます。

以上のことから、近隣自治体と比べ、一時多発性廃棄物の収集運搬許可件数が 9 社であります八雲町の状況は、近隣自治体と比較して少ない状況にあると考えております。

②次に、3 ページ目右欄に記載しておりますが、自治体の処理施設への自己搬入時の身分証明書等での本人確認の有無や確認方法などについて、聴取した内容を記載してございます。

函館市・七飯町の 2 自治体では、自己搬入に運転免許証にて本人確認を行い対応しておりますが、他の 6 つの自治体では、身分証明書での本人確認は実施しておらず、電話予約時や搬入窓口にて、口頭で住んでいる地区や氏名を確認し、対応しております。

また、友人がボランティアで軽トラック等を運転し付き添いの上、搬入した場合や、本人が自ら運転できないことから、業として行わず無償で運搬を行う業者と本人が同行のうえ搬入した場合においての対応について聴取した内容については、全ての自治体で受入を行っている状況でございましたが、函館市では、聞き取り等で業として行っていないことを確認できた場合のみ受入れ対応していると。知内町では、業者が個人として手伝いする場合のみ受入しているなど、聴取した自治体において、許可していない業者が搬入する際の対応に苦慮している状況でございます。

次に、2 ページ目をお開き願います。

5 、対応策についてご説明いたします。以上の現状や課題、その検討内容を踏まえた対応として、2 点実施したいと考えております。まず、3 、課題の①・②への対応策として、リサイクルセンター受入基準を策定し、令和 8 年 4 月 1 日より運用を開始したいと考えております。

自己搬入時の受入基準案につきまして、4 ページ目をお開き願います。

自己搬入時の受入基準案として、記載のとおり受入対象者を 5 つ分類しております。

1 つ目①です。原則、排出者本人が搬入することとし、八雲町在住の方が八雲地域で発生した廃棄物を町の分別区分に従い分別のうえ搬入した際に、運転免許証等の身分証明書を提示のうえ、確認を行うものです。

2つ目②です。例外1として、車利用の搬入で排出者本人が同乗している場合とし、こちらは、自家用車や運転免許を有していないことを理由に持ち込みが困難な町民に配慮した内容となっています。

具体的な要件ですが、上記①の条件を満たし、排出者本人が同乗して搬入した際に、原則搬入申込書を排出者本人が記入のうえ、本人確認書類として、マイナンバーカードやそれが無い場合は健康保険資格確認書および排出者が町内に住んでいることがわかる公共料金の明細や郵便物等1点を提示のうえ確認を行うものです。

3つ目③となります。例外2として、車利用の搬入で排出者本人が同乗できない特別な理由がある場合として、搬入者と排出者が異なる例として、八雲町外に住んでいるが、亡くなった親族の家の整理で排出したゴミを搬入したい。排出者本人が施設に入所して同乗して来れないでの、別居の親族がゴミを搬入したい等を想定しています。

具体的な要件ですが、上記①エを除く条件を満たし、排出者の親族が搬入するか、もしくは同乗していること。原則、一般廃棄物搬入申込書は排出者の親族が記入することとし、本人確認書類として、排出者親族の本人確認書類と併せて、排出者本人が町内に住んでいたことがわかる公共料金の明細や郵便物等の1点を提示のうえ確認を行うものです。

4つ目④です。事業活動に伴う廃棄物を搬入する事業者法人等の場合で、ごみを持ち込む方は、経営者または従業員に限ります。

具体的な要件ですが、

- (ア) 八雲町内に事業所があること。
- (イ) 八雲町八雲地域で発生した事業系一般廃棄物とすること。
- (ウ) 町の分別区分に従って分別されていること。
- (エ) 本人確認書類として、1点目に八雲町内に事業所があることが確認できるものとして、事業所宛の郵便物等を提示のうえ確認を行う。

2点目に、従業員であることが確認できるものとして、社員証、名刺を提示のうえ、確認を行い、いずれもない場合は、法人が証明する従業員名簿を提示のうえ確認を行う。

3点目に、持ち込まれた方の運転免許証を提示のうえで確認を行うことで対応いたします。

5つ目⑤ですが、一般廃棄物収集運搬業許可業者となります。

以上が八雲町リサイクルセンターにおける自己搬入時の受入基準案として、定めた受入対象者とその確認書類となります。

次に、2ページ目にお戻りいただきまして、5. 対応策の2つ目についてご説明させていただきます。

3. 課題の③・④への対応策についてですが、1ページ目4、検討内容のとおり、八雲町八雲地域における一般廃棄物収集運搬業の許可件数が近隣自治体に比べ少ない状況にあり、一時多発性廃棄物の継続的かつ安定的な収集運搬が実施されるべく、一時多発性廃棄物に限定した収集運搬業の新規許可に係る申請について時限的に受付けを行いたいと考えております。

受付期間ですが、令和8年4月1日より令和8年12月15日までとし、受付期間終了後の再募集は原則行わないこととします。

また、申請要件として、八雲町に事業所の本店を置いている法人または八雲町民とし、許可を受けようとする区域に事務所を有しているものに限定して行うこととしたいと考えております。

こちらの一時多発性廃棄物に限定した収集運搬業の新規許可にあたっては、平成26年1月最高裁の判例を踏まえて、需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への影響を考慮するために、時限的な受付として考えております。

また、許可要件につきましては、八雲町内の法人または個人の事業者に限定し、町内事業者に配慮した申請要件としております。

最後になりますが、2ページ目中段に記載の内容につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般廃棄物処理業に関する条文を記載しております。八雲町における許可要件につきましても、当該関係法令に準拠した対応としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（横田喜世志君） 説明が終わりました。質疑のある方。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（横田喜世志君） 三澤委員。

○委員外議員（三澤公雄君） すいません。そもそもなんだけど、1ページの④の半ばに書いている、やってる人から解体場所が変わるたびに、新たな申請が必要となり、そういう声に応えたということと、建物を解体せず家財道具の収集、運搬を希望する町民への対応ができるないっていう、この2点の現状についての改正も今回入ってるみたいなんだけどさ。

そもそも、前段の解体場所が変わるたび、一時多発性廃棄物っていうくくりにするならさ、解体場所が変わるたびに、申請するのは当然のことだと思うので、この業者さんの言い分がちょっと無茶じゃないのかなって思うんです。

それと、もう1つ。建物を解体せず、家財道具の収集運搬を希望する町民への対応ができるないっていうのが、そもそもおかしいんじゃないかなと。下に米印の1で、引っ越しや大掃除、遺品整理、店舗の改装など、一時的に大量に排出される廃棄物が一時多発性廃棄物っていうふうに見ているのであれば、先ほど言った解体せずに、家財道具の収集運搬を希望する町民への対応はできてなきやおかしいと思うので、そういう点でもこの改正内容すべてではないんだけど、そもそも改正の動機がちょっと違うんじゃないかなって思ったりしたんだけど、違うかな。

やってない人間なんで、惑わせたらごめんなさい。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（横田喜世志君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず④の令和5年7月に改正をした件ですけれども、解体する残置物処分について、一時的に許可しているという部分の制度については、この運用に関しては変えようとは思ってません。

言ってきた業者さんは、当然適正に申請をしていただいて、残置物を処理をしていただいている業者さんなんですが、実際、解体に伴うもの以外のものとかもあって、例えば、お父さん、お母さんが亡くなった後、八雲以外の方がその家をリフォームをして違う方に売却し

たいとなった時の家の中の残置物については、この④の解体に伴う残置物には該当しませんので。

○委員外議員（三澤公雄君） なんで。家が解体しちゃうからしまつとけなくなつたものだから、残置物になるんじやないの。

○環境水道課長（横田盛二君） 残置物なんですが、あくまでも今町が一時的に許可しているのは、解体に伴う残置物については一時的に許可をしますという制度運用をしているんですよ。

○委員外議員（三澤公雄君） だから、その理解がさ、家があるからしまつとけました。解体したから雨ざらしになるんで、どうせこれも要らないからっていうのは、解体することによって発生したいらなくなつたものだったからさ。そもそも、これも入るんじやないのっていう解釈が多くの町民もするんでないかと思う。

○環境水道課長（横田盛二君） それは、法的なもので。

○委員外議員（三澤公雄君） 法的なものの理解なの。八雲の理解でなくて。

○環境水道課長（横田盛二君） あくまでもそもそも根本的な考え方として解体、置いといても残置物、一般廃棄物を収集運搬するのには、繰り返しになりますけれども、収集運搬業。町が許可する仕方がなければ、一般廃棄物の収集運搬をすることができないというのが根本的にあります。

その中で、昨今、何年か前から、町が空き家を減らそうという政策の中で、補助金を投入をした中で解体を進めてきたという経緯もございまして、ある程度その中で、中に残置物があって、実際解体が進まないという現状もありながら、解体に伴いましては、中の残置物について、解体事業者にある程度、内容を網羅したかたちで一時的な許可を出しましようという運用をしております。

ですから、それに伴っては、解体の建物ごとにきっちと申請をしていただいて、終わったら終了してくださいよという扱いの運用をしてきたのがまず一つです。

それで、その他に家を直して、中のものを全部出して、家をリフォームをして違う方に売るですか、貸すですか、そういうこともやりたいんだけども、そういった場合には、この④の解体の残置物の一時許可には該当しないことになりますので、それについては、普通の収集運搬業の許可が必要になるので、それについて許可をしてくれないでしようかっていう問い合わせが結構多数来ているという現状にあります。

そういった考え方で、八雲町の許可業者、係長が説明しましたが、他の近隣自治体と比べて、ちょっと少ないという現状がある中で、今回一時的に少し枠を広げたいなというところでございます。

○委員外議員（三澤公雄君） わかりました。僕の理解が浅かったです。リサイクルセンターの運用についての改正だと思って、国の法律について。

○環境水道課長（横田盛二君） それと、2つ構えという。

○委員長（横田喜世志君） 他、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（横田喜世志君） なければ、終了といたします。

環境水道課の皆さんお疲れ様でした。

【環境水道課職員退室】

- 委員長（横田喜世志君） 報告事項についての協議というのではないですね。
- 委員外議員（三澤公雄君） 委員長。委員長が冒頭で、住民生活課から本会議でやってくれっていう報告だったという。僕らも間接的には聞いてますけど、なんでこのタイミングで僕らは説明を聞ける時間があるのに、なぜ本会議1本になっちゃったんだろうっていうところがまだまだ不透明なので、住民生活課はどういう理由で今日この委員会に来れなかつたのかなっていうのをもう少し分かりやすく説明できませんか。
- 委員長（横田喜世志君） 事務局から説明させてもらいます。
- 議会事務局長（野口義人君） 委員長、局長。
- 委員長（横田喜世志君） 局長。
- 議会事務局長（野口義人君） すみません。今回の流れにつきましては、今現在、令和8年度の予算編成がすでに終わっております。

それで、町長が変わった時間のない中で、予算編成が急ピッチに行われました。その結果、本来であれば、新規事業もしくは政策事業につきましては、一定程度、常任委員会の議論を経て予算化するという流れが今までではあったんですけど、今回については、短期間での集中的な予算編成という作業で、ほとんど隙間のない中で予算編成が行われて、常任委員会に説明がない中でまとめられたということでした。

それを踏まえて、今回常任委員会のほうには報告するようななかたちで上がってきたんですけど、町サイドのほうから、令和8年度の予算編成と同様に予算が確定した部分については、常任委員会での説明ではなくて、本会議。

要は、事前審査という扱いになることから、できれば本会議一括で集中審議のほうにシフトしていただけないかというお話が事務局のほうに届いたことから、委員長にはちょっと後付けでの確認だったんですけど了解を得て、一発本会議の中で町民が見える化を図る中で議論していただきたいという流れを構築したということでございます。

- 委員外議員（三澤公雄君） 本会議にもうかかるのは決まっているので、委員会でいろいろ審議されると事前審査になるという、そういうことですね。

○議会事務局長（野口義人君） はい。

○委員外議員（三澤公雄君） 分かりました。

○委員長（横田喜世志君） よろしいですね。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員（黒島竹満君） いや、ちょっと待ってください。

○委員長（横田喜世志君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 今その関係でき、俺も質問するかなと思ってたんだけど、委員長・副委員長の中にきちっと今の説明を受けて、こういうかたちを取ったのかということがまず一点。

それと、この委員会は何のためにあるかということ。やっぱり本会議前に説明くらいはしないとダメな話でないの。それが事務局サイドでさ、本会議でいいよっていう話 자체おかしい話でしょ。違う。

○副委員長（関口正博君） 全く同じ意見なんですけど。何の報告もないんですよ。それが冒頭のね、開かれた議会。いやいや、おかしいでしょ。そんなものなんも開かれてないですよ。しっかりした情報開示、もちろん資料をもらってるんだから、当然議員はそれに向けていろんな思いを巡らすわけで。

ただ、今までの議会のかたちをちょっと、壊すことになるんじゃないのかなという、冒頭の委員長の言葉聞いて思ったんだから。何らかの理由があって、当然。ただ、副委員長である僕には、全然そういう報告がなかったし、何かしらの事情があるんでしょうって思ってたんだけど、今の局長の言葉だけでもちょっと少し理解に苦しむというか、町側の判断がそろなんであれば、もし、本会議場で紛糾することになるとすれば、こんなものは議論でもなんでもない。ちゃんとした時間を与えられない、審議する時間もないまま、議場でやりなさいっていうのも、これちょっとあんまりじゃないかなというには、僕は冒頭の委員長の挨拶を聞いて思ったんですけど、どうなんですか。局長、これいいの。

○議会事務局長（野口義人君） 委員長、すみません。

私の配慮が足りなかつたというのは多々あろうかと思います。ただ、12月の一般質問の中で横田議員さんのほうから、この物価高の対策につきましては、一般質問の中で町長とのやりとりが一定程度皆さんのが記憶にあるかと思います。

それで、500円の券がいいとか1千円の券がいいとかいろんな議論を踏まえた中で町側もある程度の組み立てはした中で今回結果を出して、そこにつきましては、あくまでも議員さんとのやり取りはないんですけど、一部議員との一般質問のやり取りの結果も踏まえながら組み立てを完成したということでございます。

ただ、8年度の補正予算の事業と9年度の予算編成につきましては、時間が有効にあるので、組み立ての段階から今まで同様に常任委員会の中にタイミングを見て報告をしながら、より良いものを構築するようななかたちで、そこは全然常任委員会に報告しないとか、そういうことには一切ならないので、今回のこの短期間でのやり取りの中では、申し訳ございませんけど、予算編成の作業が終わった中で、どうしても議論するってことになれば、事前審査という扱いに、抵触するような部分もあるので、今回だけはこのかたちで落ち着けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（関口正博君） はい。

○委員長（横田喜世志君） 関口委員。

○副委員長（関口正博君） それは、議案の性格によると思うんですよね。今回のこのことというのは、景気対策で広く国から出てくるお金ですからね。いろんな自治体の対応というものは、マスコミ報道等で出されていると思います。

いかにスピード感を持ってこういうことを行うかってところにかかるんですよ。だからこそ、議案審議一括ですよっていうのであれば、それはそれでいいの。

だけども、他のものと十派一括にこのようなものを捉えるんじゃなくて、ちゃんとその議案の性格というものを捉えた上でやっていただくということが大前提になるんだろうというように思うんですよね。開かれる意味っていうのを勘違いしないでいただきたいですよ。

ちゃんと、やっぱり知識というものを得た上で開かれるんですから、何の説明もないままに議場に向かって開かれた議会なんていうのは、俺はちょっとあり得ないことだなというふうに正直思っています。今のままで説明で収めますけれども、今後はちょっと気をつけていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○委員（斎藤 實君） 委員長。

○委員長（横田喜世志君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 僕ね、普段からちょっと思ってることをやって、八雲町議会っていうのは、やっぱり本会議中心主義でもってずっとやってきて、全て委員会に100%報告しなければ、本会議場の上程に予算計上できないというのは、それは僕はちょっとおかしいのかなっていう感じをずっと思ってるんですよ。

確かにいろんなことを報告しながらやっていくということは、これは大切なことだということはあるんだけれども、時と場合によっては、そういう部分っていうのは、やはり本会議場で喧々諤々やった部分だってあり得るのかなという部分っていうのも、僕はずっと思ってるんですよね。

ですから、本会議場でも議会に何も報告ないよという一場面もこれまであるんだけれども、ただ、それは議員活動の中でもう少し活発に自分たちが情報収集していく部分っていうのは、やっぱり大事ではないのかな。すべて報告しなければ、議会動かないよっていうのは、僕はそこのところはずっと引っかかってるんですよね。

ですから、その部分は、これからもみんなでもうちょっと話し合いしながら、やっていくべきなところかな。とにかく、本会議中心主義ということには間違いないわけだから、その部分だけは、基本線だけはきっちり抑えたほうがいいのかなというふうに僕は思うんですけどもね。まあ、考え方はいろいろあるだろうけれども。

○副委員長（関口正博君） はい。

○委員長（横田喜世志君） 関口委員。

○副委員長（関口正博君） だから、さっき言ったこれに関しては、その性格によるというようなことは言ったと思いますけれども、町の事業というより国の施策ですからね。ですから、それは正確によりますよ。もちろん、議場の中というのは大切な議論の場ではあるんだけれども、なぜ委員会の中でしっかりと議論をしなきゃならないかというのは、僕の記憶では、前町長時代にあまりにも軽い政策の提言があったがゆえに、そして、議会としても軽い賛同があったがゆえに、僕は委員会の議論というものをもうちょっと深めたほう方がいいということを申し上げたんですよ。

あまりにも議案のいろんな事業に関して、始まりが軽すぎたっていう、ちょっと反省があったもんだから、委員会の中でしっかりと揉みましょうっていうことを申し上げて、今のかたちになっているはずです。

もしね、今の町長がしっかりととしたかたちで出てきて、それが信頼をおけるものであれば、僕はそんなかたちでもあっていいのかなというふうに思いますけどもね。それは、時の町政によって当然変わり得るもの。

ただ、基本は議会主義。議会の中でっていうのは当然のことであろうと思いますので、そこはちょっと改めてね、一人一人議員の皆さんに考えていただきたいなというふうに思います。今後、ちゃんと議論できるということがまず一番だと思いますので、これからもそのようななかたちで進めていただきたいなというふうには思います。軽いものであっては、絶対にならないと思いますので、そのへんだけはちょっとお願いいいたします。

○委員（黒島竹満君）　　はい。

○委員長（横田喜世志君）　黒島委員。

○委員（黒島竹満君）　今、斎藤委員のほうから議会主義だって。

○委員（斎藤　實君）　本会議主義。

○委員（黒島竹満君）　本会議主義って言うけども、何のために委員会って、常任委員会っていうのがあるのかっていうとこからスタートしなきゃない話だっけさ。

そしたら、ある程度、それこそ議会運営委員会もあるわけですよ。委員長わかったの、この件について。

○委員（赤井睦美君）　文厚委員だから文厚として連絡が来てました。

○委員（黒島竹満君）　いやいや、議運委員長としてさ。委員長聞いてたの、これ。

○委員（赤井睦美君）　今日やらないというのは聞いていました。

○委員（黒島竹満君）　いやいや、この内容をさ。

○委員（赤井睦美君）　こういうふうに本会議で。

○委員（黒島竹満君）　こういうふうにして、本会議に持っていくよっていうの。

○委員（赤井睦美君）　そこまでは。

○委員（黒島竹満君）　いや、だから、そういう部分はさ、結局今の議会運営委員会も通っていない。そして、正副委員長にもきっちとした説明もしてない。それこそ、事務局の判断でこういうふうにするっていう事態、今後あってはならないことだと思うんだよ。何のために常任委員会があるのか。そして、議会運営委員会だってきちんとあるわけだから、そういうものをとらえながらやっていかねえと、議会軽視だって最終的に言われる可能性だってあるわけだよ。だから、そういう部分をきちんととらえて今後やっていってほしいなと思います。

○委員（斎藤　實君）　ただ、委員長一つだけ。

今回、副委員長が何も知らないということだから、事務局と委員長、副委員長がしっかりと連携をとって、これはそのとおり説明してもらおうということの方向性で認識してもらえばよかったのかな。

ただ、そこの認識がちょっとなかったというのが非常にこういう結果になっているということだから、事務局も委員長もそのへん、今後十分に理解して進めてほしいなと思います。

○委員長（横田喜世志君）　はい。今回の件は、私のちょっと軽率な行動だったかと思います。話の中では本会議になったときに、要は今日、この案件が話されないということは、本

会議で時間取られてもいいんですねってすることは聞いたんですけど、それは良いという格好だったので、それを認めてしまったっていうのが現状でございます。

○副委員長（関口正博君） いや、ちょっと待って。それは委員長が独断で事務局とそういうことになったっていうことなの。

○委員長（横田喜世志君） そうだね。

○副委員長（関口正博君） 最悪じゃないか。あってはならないんじゃないの。だめだよ。

○委員（黒島竹満君） 議長聞いてたんでしょ、これ。

○議長（大久保建一君） 私は聞いてました。

○委員（黒島竹満君） 議長の考え方っていうのはどこにあるの。こういう話が出てきた時点で、事務局のほうとどういう話になったの。

○議長（大久保建一君） 私が聞いてましたのは、これが報告予定だったけど報告しなくなつた。本会議で一発でやるっていう、それは聞きました。それは、私も了承しました。

内容としては、国の施策でいち早くやらなきやならないものなので、商品券の発行に対して、それは詳しい中身については、皆さん聞いてないかも分からぬけど、時間となるべく早くやるべきだことだと思ってたので、これについては私も了承しました。

ただ、委員会に対しては、委員長、副委員長に両方とも説明はあるものだと思っていました。

○副委員長（関口正博君） はい。

○委員長（横田喜世志君） 関口委員。

○副委員長（関口正博君） いや、申し訳ないけど委員長ね。ごめんね、ちょっと言葉は荒くなつてしまつて、申し訳ないけれども。自分がちゃんと意見があるもんだから、この場じやなくて、本会議でやりたいっていうことなんですよ。あのね、それはちょっと委員長権限じゃないよ。申し訳ないけども。そういうことでしょう。

○委員長（横田喜世志君） いやいや、そういうことじゃない。

○副委員長（関口正博君） そういうことじゃないの。

○議会事務局長（野口義人君） 関口議員、すみません。

私のほうが委員長を逆に説得して落ち着けたような状況なんで、本会議でどうしても横田議員が本会議場で議論してということではなくて、私のほうからちょっと積極的に促してしまつたということなんで、全てすみません、私のほうの手続き上の不手際でございます。お詫び申し上げます。

○副委員長（関口正博君） だとしたら、これに関わつた人たちはみんな反省してください。心から。いや、本当に委員会軽視だし、議員軽視ですよ。そんなのは。委員長もだよ。議長も。

ちゃんとした話の流れの中で、みんなが分かってる中で話が進んでいくということをもちろん、議員皆さんのが理解していることだと思うんです。だから、ちゃんと話が通るような、もちろんメールでは受け取つてましたよ。本会議でやりましょうっていうのはね。ただその意図がよくわからなかつたもんだから。当然、他の議員からもそういう意見が出るだらうと思つてたし。

だから、今後このようなことがないようにしていただきたいなど。副委員長として、ちょっと責任を感じています。もうちょっと密にしっかりとしたことしないとならないと思いましたので、今後も僕も気を付けますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○委員長（横田喜世志君）　はい。申し訳ございません。以後、気をつけるということでお願いいたします。

その他の事項について、何かあれば。

（「なし」という声あり）

○委員長（横田喜世志君）　では、なければ、第1回文教厚生常任委員会を終了したいと思います。

○委員（赤井睦美君）　次回は。

○議会事務局議事係長（千代貴大君）　次回なんですが、2月19日木曜日午前10時から予定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

[　閉会　午後12時22分　]